

○中空知衛生施設組合次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

〔平成17年4月1日〕  
規 則 第 3 号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規則で定める次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員（以下「機関等」という。）で政令で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同令第2項の規則で定める職員は、同表の右欄に掲げるものとする。

組合長	組合長が任命する職員
-----	------------

附 則（平成17年4月1日規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月5日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。